

平成 18 年度 事業計画書

自 平成 18 年 4 月 1 日
至 平成 19 年 3 月 31 日

社団法人 日本化学工業協会

目 次

I. 全体の事業計画	1
II. 委員会の活動計画	2
1. 総合対策委員会	2
2. 広報委員会	2
3. 国際活動委員会	6
4. 税制委員会	7
5. 経済委員会	8
6. 電力委員会	8
7. 労働委員会	9
8. 技術委員会	10
9. 環境安全委員会	11
10. ICCA対策委員会	18
III. 自主事業の活動計画	21
1. 研修センター	21
2. 日本化学試験所認定機構 (JCLA)	22
IV. 関連組織の活動計画	24
1. 日本レスポンシブル・ケア協議会 (JRCC)	24
2. 化学標準化センター	28
3. 化学製品 PL 相談センター	29
4. 危険品貨物情報室	30
5. 化学兵器/産業検証連絡会	30
V. 事務局共通事項	31
1. 情報化の推進	31
2. 職務能力の向上	31

平成 18 年度(社)日本化学工業協会事業計画書

I. 全体の事業計画

(社)日本化学工業協会は、「産業と社会の共生・共栄」を基本理念に、健全なる業界の発展・わが国の繁栄・国民生活の向上への貢献などを使命として活動している。また、日本の化学産業団体を代表して国際化学工業協会協議会 (ICCA) に参画し、世界の化学産業・工業会に共通する諸問題の解決に自主的に取り組んでいる。平成 17 年度は、以下のような重要課題に対応した。

- ・化学物質の環境・安全性問題については、世界憲章の承認、10 周年記念行事開催など、レスポンシブル・ケア (RC) 活動の強化を進め、また、揮発性有機化合物排出抑制、危険物輸送、アスベスト問題、ジャパン・チャレンジ・プログラム、ユーザーのグリーン調達などへの取り組みを推進した。欧州における REACH 対応では協議会を通じて積極的に意見具申を行い、さらには ICCA メンバーとして、HPV や LRI など国際的共同自主活動の推進、プロダクト・スチュワードシップに係わる取り組み、GHS 対応、さらには日中化学官民対話への積極対応を図るなど国際活動にも注力した。
- ・調査・研究および研修・教育活動では、リスクアセスメント・ソフトの提供およびフォローアップ、PRTR 法に基づく国の公表データへの対応などの実践的な活動を行った。
- ・広報活動では、特に化学物質に係わる安全性や環境への影響について、社会から正しい理解を得られるような情報発信と広聴活動を行うことによって、RC 活動への支援を含めて、化学産業の社会全体からの信頼の維持・向上に資するようなコミュニケーション活動を行う。
- ・地球温暖化問題をめぐる対応では、環境自主行動計画の積極的な推進と、環境税導入への反対運動を化学産業団体 6 団体で行った。

化学物質の安全性に係わる世界的な規制強化の動きが強まりつつあるなか、日化協においても活動の効率化、高度化を図りながらこれまで以上にスピードアップして進めていく必要がある。

このような状況下、平成 18 年度、日化協としては次の項目を重点課題とし、協会事業目的の達成と会員ニーズの充足に向けた効率的活動を推進していく。

- ・環境・安全性問題についての内外での取り組み強化
- ・研修・教育活動など自主事業の拡充
- ・広報・広聴活動の充実化
- ・地球温暖化対策のさらなる実施と環境税対応
- ・公益法人制度改革に係わる対応

[※文中の英文字の解説は、次ページ以降の本文中で解説する]

II. 委員会の活動計画

1. 総合対策委員会（事務局 総務部）

(1) 企画および運営の方針

化学産業団体として政策提言や情報発信を図るとともに化学に関する国民への理解と信頼を一層増進するため、事業の充実・拡大に努める。また日本を代表する化学団体として国際分野へも積極的に参画し、国際的プレゼンスを高める。

(2) 活動計画

本年度も2回の定例会合（秋のICCA¹総会前と明春の次年度事業計画・予算案作成時）を開催するとともに、国際的な化学物質規制の問題など、内外の重要課題について必要に応じて随時会議を開催する。

また、下部組織である総合対策委員会幹事会ならびに同ワーキンググループ（通称「部長会」）を適宜開催し、時々の懸案事項に取り組む。

2. 広報委員会（事務局 広報部）

(1) 企画および運営の方針

個別企業の取組みでは効率性の問題が生じるような広域（国際も含む）への活動や学会などとの活動、あるいは消費者、オピニオンリーダー、学生などの不特定多数および政府などを対象とする活動を中心として、化学産業に対する社会全体の信頼の維持・向上に資する広報・広聴活動を積極的に展開していく。

また、最近の傾向として、市民、NGO、マスメディア、ユーザー業界、行政当局などの利害関係者（ステークホルダー）との間で、環境、化学品安全などの科学的事項を含む多彩なテーマでのコミュニケーションを通じて相互理解を深めることは、非常に重要性が増大している。活動にあたっては一般の方々の理解を得るため、より分かりやすいツーウェイコミュニケーションを試みる。

このような観点より、次の6点を重点課題とする。

- I. 化学産業の社会・産業発展への貢献および日化協の活動に対する認知向上と理解促進。

¹ ICCA : International Council of Chemical Associations (国際化学工業協会協議会)

- II. 環境・化学品安全に関する広報・広聴活動の強化、化学産業の将来に係わるかもしれない諸問題のいち速い察知とコミュニケーションにおける適切な対処。(科学的議論の推進と、産業界の見解・取組みやリスクとベネフィットの理解の促進)
- III. 会員企業のニーズに則した広報・広聴サービスおよび協力・連携。
- IV. 他の化学業界団体との連携を強化し、化学業界全体の広報活動の効果拡大・効率化を図る。
- V. 世界の化学工業界の一員として、一貫性のあるメッセージの発信と業界の共通利害の主張。
- VI. 次世代に対する(広報)活動の実施。

また、業界としての政策提言力や情報発信機能の強化・拡大などを目的に、中・長期的な広報活動のミッション・基本方針の見直しと効率・充実化を、委員会内の広報活動部会などをおして行っていく。

(2) 活動計画

重点課題 I に関して

1) 化学産業に対する理解の増進

後述する夢・化学-21 キャンペーン事業においても、化学産業の啓発活動を積極的に行う。

2) 定期刊行物の発行や印刷物・ウェブサイトによる化学産業動向や日化協活動などの紹介

- ① 日化協のウェブサイトを一一般の人にさらに見て頂けるよう本年度も引続き内容の充実を図る。
- ② 「グラフでみる日本の化学工業」2006年版の発行と2007年版の作成準備を行う。

3) ステークホルダーに対する広聴活動の一層の推進

化学業界のさまざまなステークホルダー(マスメディア、アナリスト、学会、官庁、NGO、化学製品のユーザー、労働組合など)やオピニオンリーダーなどに対して広聴活動を実施し、今後の化学業界各社・日化協の広報活動や方針作成の一助とする。また、円卓会議やさまざまな活動で知り合ったNPOや、化学製品PL相談センターやレスポンシブル・ケア活動関連の消費者活動などのアドバイザーメンバーとの対話の促進を図り、分かりやすい広報活動の一助とする。

4) マスコミへの積極的なPR

協会のニュースをニュースリリース作成・配布や取材設定によりマスコミに報道されるよう活発に働きかける。また、記者とのコミュニケーションをさらに増や

し、広報・広聴活動に役立てる。

重点課題Ⅱに関して

1) 環境・化学品安全問題への対応や産業界の自主的活動の広報

① 化学工業の将来に係わる問題への対応

化学物質の内分泌かく乱作用の問題にとどまらず、EUにおけるREACH²（化学物質規制）法案や日本のNGOの化学物質に関する法の制定の動き、さらには食品安全の観点からの化学品の規制の動きなど、化学工業の将来に係わる問題が国内外で起きている。そのため、それぞれの問題に関して、日化協は関係先や社会に対し分かりやすい主張（ニュースリリース作成・配布や取材の設定、ウェブサイトへの意見掲載、刊行物の発行など）をしていくとともに、メディア対応（定期的意見交換やプレスブリーフィングの企画・実施）、キーマンや関連するNGOとの接触、講演会の開催、関連シンポ・セミナーへの参加・対応、政府当局への広報・広聴などを実施していく。特に、11月に行われる化学物質の内分泌かく乱作用に関する国際会議には国際的な連携のもとで引続き対応していく。

② レスポンシブル・ケア活動(JRC)のより積極的な広報

レスポンシブル・ケア活動は化学業界の広報活動の大きな柱であることに鑑み、日本レスポンシブル・ケア協議会(JRCC)の広報活動に積極的に協力し、広報活動を支えていく。

③ LRI³ や HPV⁴ などの活動に関する広報

適時、的確なニュースリリースの作成・配布や取材の設定・実施を行うとともに、パンフレットの作成・配布などに対しても協力していく。

2) 化学物質と環境円卓会議への対応

市民、行政、産業が環境リスク低減のための情報を共有し、相互理解を深めるためのコミュニケーションの場である本会議の成功に向けて「化学工業界の環境・安全への取組み」に関する最新情報の提供、制作物の配布などとともに、広報・広聴活動を継続的に実施していく。

3) 環境税反対に関する広報活動

環境税に反対する世論喚起に多少なりとも貢献するため、化学産業団体・地球温暖化対策協議会や経済広報センターなどと連携し、化学産業の地球温暖化対策に

² REACH : Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals

³ LRI : Long-range Research Initiative

⁴ HPV : High Production Volume(高生産量化学物質)

対する広報活動を強力に実施する。

4) 関係省庁との情報交換の継続

5) 化学物質とリスク管理に関するパンフレットなどの制作・配布

一般向けおよび中高の教員・生徒向けのパンフレットを制作し、化学業界の化学製品安全に関する考え方を広報する。

重点課題Ⅲに関して

1) 広報 NET の充実

当協会の活動概要に加え、経営に役立つ情報・さまざまな広報活動に役立つ情報・ノウハウなど、会員のニーズに沿った内外の関連情報のホット配信を継続する。

2) 広報研修会の実施

一昨年度から開始した広報研修会については、好評なためワーキンググループでテーマを検討し継続実施する。

3) 日本化学会の先生と会員企業との化学実験演示交流（講習）会

昨年度から開始した、日本化学会の先生方と会員企業の方との小中学生向け実験演示に関する交流会を会員企業の要望に応じ実施する。

重点課題Ⅳに関して

1) 化学業界団体の広報連絡会の実施

化学業界の主要団体で構成する化学業界団体広報連絡会は、業界団体同士の情報やさまざまな広報活動のベストプラクティスの共有化、合同講演会の実施を行っているが、さらに次の二項目など協力実施できることを行い、広報効果の拡大と効率化を図る。

2) 中高教員に対する環境教育の実施

東京都を中心とする中高教員への環境教育のために、日化協を中心とする化学業界からの講師派遣などを実施する。

3) 教員向け工場見学会の実施

他の化学業界団体とも協力し、環境教育関係を中心に東京都小学校社会科研究会などの工場見学会を実施する。

重点課題Ⅴに関して

1) 海外諸団体・業界団体との関係強化および ICCA の広報活動との連帯

環境・化学品安全問題に関する情報交換や ICCA コミュニケーションの基本方針をベースとしたレピュテーション広報の連帯強化を図る。

2) ウェブサイトの英文版の充実

3) ICCA などの海外情報の充実

重点課題VIに関して

1) 「夢・化学-21」キャンペーン事業

現在の本事業の活動の柱は「実験体験」型の活動と次世代の科学技術を担う人材の育成を目的とした高校生向けの「全国高校化学グランプリ」「国際化学オリンピック」の二つであるが、化学産業の啓発事業を第三の柱として注力する。なお、今年度も「国際化学オリンピック」ならびに「夏休み子ども化学実験ショー」などについて、科学技術振興機構ならびに子どもゆめ基金へ助成金を申請して、本事業の充実を図っていく。

- ① 子ども向けイベント：夏休み子ども化学実験ショーの継続開催(8月18～20日、日本科学未来館)のほか、科学技術館などでの週末実験教室の実施、企業の研究者によるやさしい科学技術解説などを実施していく。また、これらのイベントを活用し、今年度もウェブサイトの充実を図る。
- ② 次世代育成事業：「国際化学オリンピック」については、昨年度も日本代表全員がメダルを獲得したが、本年の韓国大会へも引続き派遣する。「全国高校化学グランプリ」の開催についても、継続して実施する。
- ③ 化学産業の啓発：化学産業の啓発パンフレットである「地球の未来を化学がつくる」(改訂版)を高等学校や消費者に配布する。また、身近にある化学製品に関する啓発のウェブサイトを日本化学会の協力を得て作成する。また、小学生向けの冊子についても数年をかけて制作を行う。

3. 国際活動委員会 (事務局 国際業務室)

(1) 企画および運営の方針

日本化学産業の通商問題、アジア問題に関し、国内外において国際交流を深め、情報・意見の交換とグローバルな協力関係を推進する。WTO ドーハラウンドおよび地域／二国間自由貿易協定 (FTA) は、日本化学産業にも甚大な影響を与えることに鑑み、国内外の化学関連協会および経済産業省との情報・意見交換や連携をとおして、十全な対応を図る。中国、ASEAN 諸国との対話・交流を深める。

(2) 活動計画

- ① WTO ラウンドにおける関税の分野別ハーモに関して、ICCA および政府において、我が国化学産業の意向が反映されるよう努める。フォーミュラカットに関し

ても、内外の各方面にわたる動きを注視しつつ、タイムリーに政府への意見具申を行う。WTO ラウンドにて取り上げられる化学産業に係わる諸問題、特に環境と貿易、アンチダンピングなどについても、政府に働きかけるとともに、ICCAとしての統一見解に反映させるよう努める。

- ② ASEAN 諸国や韓国との地域／二国間自由貿易協定（FTA）の交渉に関して、関連協会団体と調整し経済産業省に意見具申する。
- ③ WTO、FTA において議論されている原産地規則について、前年に引続き化学業界としての意見を取りまとめ、具申する。
- ④ 中国との対話を進め、貿易摩擦など、両国間の問題解消に努めるとともに、両国化学産業の交流促進を図る（本件は、日中化学産業交流連絡会で進める）。
- ⑤ 以下の会議への参加を通じて、経済産業省とも連絡を取りつつ、アジアの化学工業との交流を図る。
 - WGCI⁵（日本・アセアン化学産業の官民対話プログラム）
 - ACIC⁶（アセアン化学工業協議会）
 - APEC⁷ 化学ダイアログ
 - インディアケム 2006
- ⑥ 通商ネットでタイムリーに有益な情報を流し、メンバー会社に対するサービスの向上に努める。

4. 税制委員会（事務局 産業部）

(1) 企画および運営の方針

化学企業の活性化や国際競争力強化と、そのための事業構造改革と新たな事業の創造に取り組む観点に立ち、当業界の要望を取りまとめ、平成19年度税制改正要望として関係当局に提出してその実現に努める。同時に、産業振興政策に係わる新たな税制の創設や環境税制などの議論については、情報収集および調査研究を行い、的確に対応していく。

当委員会に税制運営ワーキンググループを置きこれらを推進する。

(2) 活動計画

⁵ WGCI : Working Group for Chemical Industry

⁶ ACIC : Asean Chemical Industry Council

⁷ APEC : Asia Pacific Economic Cooperation

- ① 平成19年度税制改正要望へ向けて、日本経済団体連合会や諸団体と連携を取りながら、企業税制に関する情報収集および化学業界への影響などの調査研究を行い、当業界の要望を取りまとめ、9月度日化協理事会の承認後、財務省、総務省、経済産業省などに提出する。
- ② 委員の要望などに応じて国税および地方税などの関係法令、通達などの改廃に関する情報収集・調査研究を行い、適宜説明会などを開催する。
- ③ 各種情報や関係資料などを適宜会員に提供する。

5. 経済委員会（事務局 産業部）

(1) 企画および運営の方針

会員企業の経営判断に資するため、経済動向の調査分析と関連情報の提供および講演会の開催などを行う。企業経営を巡る課題に対応するため、商法等検討部会、安全保障貿易管理検討部会、規制緩和検討部会において調査研究などを行い、必要に応じ意見要望を取りまとめる。

(2) 活動計画

- ① 一般経済動向および化学工業経済動向について、関係官庁、調査機関などから情報を収集しさらにその分析などを行い、日化協のウェブサイトや経済ネットなどを活用して、それらを随時会員に提供する。
- ② 経済動向、経済・経営課題および法令の制定改廃などについて、会員を対象に専門家などによる講演会、説明会を年数回開催する。
- ③ 安全保障貿易管理に関し、外為法に定められた規制の遵守および合理的運用を目的に部会委員や外部団体などの意見・情報交換などを年数回行い、会員企業の輸出管理に役立つ資料などの提供を行う。
- ④ 規制緩和に関し、過去の要望の達成状況などを検討して関係当局などに対し要望を提出する。

6. 電力委員会（事務局 産業部）

(1) 企画および運営の方針

化学企業の多様な電力課題と電気事業改革に対応するため、広く情報収集、調査研究を行う。その一環として電力アンケート調査を行い、化学企業の現状・意見を把握

し、当業界の意見・提言などを取りまとめる。

(2) 活動計画

- ① 電力料金制度の見直し、自家発電の効率運用、電力安定供給の確保などに関する当面の電力課題について、情報収集および調査研究を行う。
- ② 会員企業を対象に電力アンケート調査を実施し、自由化範囲拡大の影響、卸電力取引市場および系統利用ルールの運用状況などにつき意見・提言を取りまとめ関係方面に提出する。

7. 労働委員会（事務局 労働部）

(1) 企画および運営の方針

平成 18 年度は人事・労務の次世代を担う人材の育成事業の一環として中国への「海外労働事情調査団の派遣」の企画・実施を行うとともに「産業別高齢者雇用推進事業」2 年目の実行、ならびに諸労働法制・行政指針などの見直し・立法化への適切な対応を図っていく。また、労働組合との適切な関係の維持・発展、会員企業へのタイムリーな情報提供や講演会の開催などの活動を行う。

なお、運営にあたっては「労働委員会」のほかに「労働委員会幹事会」（委員長、副委員長、事務局で構成）を適宜開催し、時々の課題に柔軟に対応していく。

(2) 活動計画

- ① 人事労務の次代を担うリーダー育成

平成 18 年度は第 25 回「海外労働事情調査団」の中国への派遣を企画・実施する。中国の高い経済成長を背景として、日系企業の中国進出が拡大しているが、日本的な人事労務管理の方法はそのままでは中国に受け入れられにくく、多くの日系企業が対応に苦慮している。今回は日系企業、日本以外の外資系企業などを訪問し、勤労意識、人事労務管理などの実態を把握し、中国に進出した（またはする）日本企業の実情に適した管理の方向性を検討する。

- ② 産業別高齢者雇用推進事業への取組み

18 年度は独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構より受託した「産業別高齢者雇用推進事業」の 2 年目（平成 17 年度～19 年度の 3 ヶ年計画）として高齢者雇用促進ガイドライン作成のための委員会を主催、運営する。

- ③ 労働法制見直し、行政施策への対応

平成 18 年度も諸労働法制、指針などの見直し・立法化が進められる見通しであ

るが、引続き次の通り対応する。

- ・ 会員への労働法制、指針などの見直し・立法化などの速やかな情報提供と意見集約
- ・ 業種としての意見の反映（日本経団連を通じて、もしくは直接行政へ）
- ・ 行政諸施策に関する会員への情報提供など

④ 化学労働組合への適切な対応

- ・ ICEM・JAF(日本化学エネルギー鉱山労働組合協議会)化学委員会との労使懇談会の継続実施(第31回、第32回)
- ・ JEC 連合(化学総連ブリッジ加盟)、UI ゼンセン同盟との適切な関係の維持・発展

⑤ 日化協会会員への有用な労働情報の提供

会員企業からのニーズ・問合せに的確に対応するとともに、適宜講演会を開催し会員企業へ有用な労働情報を提供する。

- ・ 労働条件定期調査
- ・ 情報 BOX(FAX)、日化協ウェブサイトでの最新情報提供
- ・ 講演会の開催

8. 技術委員会（事務局 技術部）

(1) 企画および運営の方針

地球温暖化防止対策の推進および日化協技術賞の表彰対象業績の選考を行う。また、必要に応じて技術的話題を中心とした情報収集や講演会などの行事を開催する。

(2) 活動計画

1) 地球温暖化対策ワーキンググループ

本ワーキンググループでは、CO₂、HFC などの温室効果ガス排出抑制について、「自主行動計画」のフォローアップ調査を行う。また平成 17 年度の経済産業省のフォローアップに指摘された課題について検討を行う。地球温暖化に関する内外の動向を把握するとともに、経済産業省、環境省の各種審議会などにおける地球温暖化の審議会や日本経団連の委員会・ワーキンググループをとおり、化学業界の意見を国の施策に反映させる。また、京都議定書発効により制定された「京都議定書目標達成計画」に関連して、予想される環境税、排出量取引制度など京都メカニズムに対する新たな施策への化学業界としての対処方法を検討する。またこの問題について、

「化学産業団体・地球温暖化対策協議会」および「地球温暖化対策関係団体連絡協議会」とも緊密な連携を継続していく。

2) 技術賞表彰

第 38 回日化協技術賞（総合賞、技術特別賞、環境技術賞）の表彰を行い、また第 39 回の募集および審査を実施する。

3) ナノテク電子会議室の開設と運用および ICCA との連携

日化協ウェブサイトにはナノテク電子会議室を開設し、ナノテクノロジー関連物質の環境、健康、安全への影響に関する情報を収集、整理、登録して閲覧利用できる形で運用する。

一方、ICCA の Nanotechnology TF（タスクフォース）に日化協からも参加し、環境、健康、安全に関して国際的な協調と情報交換、収集を行う。

9. 環境安全委員会（事務局 化学品管理部・環境安全部）

(1) 企画および運営の方針

- 1) 化学工業における環境保全、保安防災、労働安全衛生、化学品安全の取組みに万全を期すため、国際的、国内的な環境・安全に係わる諸問題について、最近の動向の把握と周知を図るとともに、化学業界の立場と意見の反映を図り、環境・安全に関する自主活動を、関係諸団体・機関と連携し推進する。
- 2) 環境安全委員会の事業を推進するために、環境・安全の諸問題の受け皿および対策の推進母体として環境部会、保安防災部会、労働安全衛生部会、化学品安全部会を適宜開催し、対応を図るとともに、各部会の範囲を超える課題についてタスクフォース形式のワーキンググループを設置し事業の推進を図る。
- 3) ICCA 対策委員会および他の業務委員会、関係ワーキンググループと協力して、ICCA、BIAC⁸、OECD⁹、国連の各機関などの国際機関の環境・安全に関する諸活動に積極的に参画・関与し交流を図るとともに化学業界への取組みの反映を図る。

(2) 活動計画

1) 運営幹事会

環境安全委員会の各部会に横断的な事項を検討し、委員会の運営の機能化・効率化を図る。各部会の活動状況を掌握・補佐し、環境安全委員会としての活動方針を審

⁸ BIAC : The Business & Industry Advisory Committee to the OECD(経済産業諮問委員会)

⁹ OECD : Organization for Economic Cooperation and Development

議して環境安全委員会(または環境安全委員長)に諮る。

2) 環境部会

<企画および運営>

- ① レスポンシブル・ケア活動の中核となる、自主管理による大気、水質などへの有害物質の排出実態の把握と削減対策の推進、産業廃棄物の削減・リサイクルの促進などに係わる進捗状況の把握と対策推進を図る。
- ② 部会に設置されたサブ・ワーキンググループを中心として、環境関連法規制および環境関連行政の動向を把握し、適切な対応を図るとともに、自主的な取組みの推進にも反映させる。

<活動計画>

- ① 環境排出量・移動量調査(PRTR¹⁰)の推進 <PRTR サブ・ワーキンググループ>
 - ・ 日化協 PRTR 調査の継続実施とその調査方法などの改善
 - ・ PRTR 法に基づく届出(第4回)対応公表データにおける化学工業、日化協の位置づけ、前年度との比較などの解析など
 - ・ PRTR 対象物質の自主的リスク管理計画の推進
(②に掲げる有害大気自主管理計画の推進に統合して実施する。)
- ② 大気環境に係わる取組み推進<揮発性有機化合物自主管理サブ・ワーキンググループ>
 - ・ 有害大気汚染物質自主管理計画の終了にともない、新たに規制対象となった揮発性有機化合物の業界自主管理計画排出削減の推進とそのフォローアップ
 - ・ 揮発性有機化合物自主管理に対する日化協関係業界の意見集約への対応
 - ・ その他の大気規制動向把握と必要な対応
- ③ 水環境に係わる対応 <水質サブ・ワーキンググループ>
 - ・ 水生生物保全環境基準の適用区分などに係わる対応
 - ・ 水生生物保全排出基準(亜鉛)に係わる対応
 - ・ 閉鎖性海域(3大湾)水質総量規制(第6次)に対する動向把握と対応
- ④ 産業廃棄物・リサイクルに係わる取組みの推進
 - ・ 産業廃棄物削減自主行動計画の推進継続、産業廃棄物調査の実施(CJC¹¹調査、経団連調査)
 - ・ 廃棄物処理法の見直し、改正の動きに対する対応

¹⁰ PRTR : Pollutant Release & Transfer Register

¹¹ CJC : Clean Japan Center 財団法人クリーン・ジャパン・センター

⑤ 土壌汚染対策法施行後の対応

⑥ その他の環境に関する課題

- ・ダイオキシン、PCB 関連規制(ダイオキシン類の新たな発生源規制など)の動向把握と必要な対応、ならびにその他の POPs¹² に関する規制動向の把握と必要な対応

3) 保安防災部会

<企画および運営>

- ① レスポンシブル・ケアの一環として製造・物流に係わる安全の確保に必要な指針・要領などを普及する。
- ② 危険物、毒劇物、高圧ガスなどに係わる安全を確保するため、各種保安規則・基準への対応およびその周知徹底を図るとともに、事故防止のための自主的取組みの強化を図る。
- ③ 国連危険物輸送専門家委員会(UNCETDG¹³)、国際海事機構(IMO¹⁴)などの国際機関の会合などに参加し、危険物輸送に関する国際動向を把握し、周知徹底を図るとともに、国内危険物輸送に関する対応を図る。
- ④ 分類調和ワーキンググループと連携して、GHS の国内での実施に向けて保安防災および危険物輸送に関する対応を図る。
- ⑤ 国内危険物輸送について、関連法規と国連勧告との整合を関係諸団体と連携し推進する。

<活動計画>

- ① 保安防災に係わる規則、基準などの改正にともなう重要情報の会員への周知と、必要により関係官庁への働きかけを、危険物保安技術協会、高圧ガス保安協会などと協力しながら行う。
- ② 化学物質に起因する事故の防止および安全管理の向上を図るため、会員企業の取扱う化学物質の安全情報の整理の取組みを積極的に支援する。
- ③ 化学業界としてイエローカードの普及啓発に努めるとともに、緊急時応急措置指針を活用した個品対象の容器イエローカード(ラベル方式)の導入を促進する。また関係省庁・業界への協力を行う。 <危険物輸送サブ・ワーキンググループ>
- ④ 船舶・航空輸送に関する国内外への対応(危険品貨物情報室の事業活動を含む)を図

¹² POPs : Persistent Organic Pollutants (高残留性有機汚染物質)

¹³ UNCETDG : United Nations Committee of Experts on Transport of Dangerous Goods

¹⁴ IMO : International Maritime Organization

るとともに国内危険物道路輸送に関する関係保安法規ならびに指針・要領などの普及、セミナーによる啓発の推進を図る。〈危険物輸送サブ・ワーキンググループ〉

- ⑤ 国内の危険物輸送に関する国内法(消防法、毒劇法、高圧ガス保安法など)と国連勧告との整合について検討し、会員企業と協力して必要な対応を図る。
- ⑥ 保安防災の観点から分類調和ワーキンググループの取組みを支援し、GHS¹⁵ 中の物理化学的危険性と危険物輸送に関して会員企業への周知と支援を行う。

4) 労働安全衛生部会

〈企画および運営〉

- ① 労働安全衛生に係わる法規制、基準などの行政関連課題への対応を図るとともに、業界の意見の反映を図る。
- ② 労働災害防止のためのシステムとして、OSHMS¹⁶ の普及、定着を図る。
- ③ 国際機関の動向を把握し、これに対する適切な対応を図る。
- ④ 化学業界の労働安全成績に関する自主的調査を継続的に実施し、安全衛生水準向上のための施策に役立てる。

〈活動計画〉

- ① 労働安全衛生に関する法律、政令、規則、通達などの改正にともなう重要な情報を会員に伝達し、必要に応じ意見の調整、関係省庁との折衝などを行う。

本年度には多くの政省令改正が予定されているので、その内容を十分検討して適切な対応を図る。特に有害性、危険性の表示に関しては、分類調和ワーキンググループと連携して対応にあたる。

- ② 石綿製品の代替化の推進および適切な管理〈石綿代替化検討サブ・ワーキンググループ〉

石綿製品の全面禁止に向けて、安全の確保を最重点として、代替化の推進を会員各社に要請するとともに業界として推進のための実験を行う。また代替化が困難である製品については、適切な管理・使用を行うようガイドラインを作成する。

- ③ OSHMS への対応

日化協・新労働安全衛生管理指針の普及啓発を行い、OSHMS の普及、定着を図る。また OSHMS に係わる他の業界の情報などを会員へ伝える。

- ④ 労働安全衛生実態調査の実施、および報告書の作成

¹⁵ GHS: Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals

¹⁶ OSHMS: Occupational Safety and Health Management System 労働安全衛生マネジメントシステム

- ⑤ 厚生労働省、中災防の化学物質管理などの委員会に参画して、必要な意見を述べるとともに情報を会員へ伝達する。
- ⑥ その他関係団体との情報交換・連絡、調整、交流(参加、推薦を含む) など

5) 化学品安全部会

<企画および運営>

- ① 化学物質管理に係わる法規制、基準・試験方法などの行政関連課題への対応を図るとともに、業界の意見の反映を図る。
- ② 環境安全委員会およびICCA対策委員会に直結する大型タスクフォース関連以外の国内・海外法規制の動向把握と対応を図る。
- ③ 環境安全委員会に直結して設置されている分類調和ワーキンググループとの連携を図る。
- ④ 既存化学物質の安全性点検の推進

<活動計画>

- ① 「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム（通称：ジャパン・チャレンジ・プログラム）」の積極的な推進を図る。
- ② 日本・各国法規制の動向把握と対応
 - ア) 改正化審法施行への対応と、啓発活動の充実<化審法 サブ・ワーキンググループ>
 - イ) GHS導入に関連して、MSDSのJIS改訂と作成指針の改訂ならびにラベル表示の作成指針の作成<MSDS・ラベル作成指針 サブ・ワーキンググループ>
 - ウ) 化学物質の法規制データベースの維持と拡充<化学品情報 サブ・ワーキンググループ>
 - エ) 海外（中国）法規制への対応<化審法 サブ・ワーキンググループ>
 - オ) 新規化学物質の登録制度の国際相互認証作業への対応<化審法 サブ・ワーキンググループ>
 - カ) 法遵守に資する化学物質に係わる情報提供についての検討
- ③ 危険有害性およびその試験法に係わる情報把握と対応
 - ア) MSDSライブラリーの普及・拡充 <化学品情報 サブ・ワーキンググループ>
 - イ) OECDテスト・ガイドラインの動向把握と対応 <化審法 サブ・ワーキンググループ>

6) 安全表彰会議

<企画および運営>

- ① 優れた安全成績をあげた日化協または JRCC の会員事業所および会員関連事業所を表彰し、その努力と成果を広く発表し業界全体の安全意識の高揚、安全対策の向上を図る。
- ② 安全に関する所定の資格要件に合致する日化協法人会員事業所の無災害事業所申告制度の推進を図る。

<活動計画>

- ① 安全に係わる模範的な活動を行い、かつ安全成績の優秀な事業所の表彰候補の審査
- ② 安全表彰事業所を中心とする安全管理活動状況発表<安全シンポジウム>
- ③ 無災害事業所申告制度の推進

7) エンドクリンワーキンググループ

<企画および運営>

- ① エンドクリン問題への対応基本方針（案）ならびに政策（案）の策定を行う。
- ② 行政、学会、マスメディアおよび一般社会の動向に配慮しつつ、個々の化学物質の枠を超えて、総合的にエンドクリン問題への対応を図る。
- ③ ICCA、ACC¹⁷、CEFIC¹⁸ などとの国際的な対応を図る。

<活動計画>

- ① 行政動向への対処、ならびに業界支援
 - ・ 環境省、厚生労働省などの行政動向の把握と化学業界としての意向反映の活動。
 - ・ 関係団体、企業間の情報交換の推進。
- ② 広報関連
 - ・ 一般市民に根強く残る環境ホルモン（化学物質の内分泌かく乱作用問題）の認識に対応する広報戦略の提案および実行にあたって広報部門をサポート。
- ③ エンドクリン研究関連
 - ・ LRI エンドクリン研究に対する助言およびサポート。

8) 分類調和ワーキンググループ

<企画および運営>

GHS については、OECD(健康・環境有害性の分類)、UNCETDG(物理化学的危

¹⁷ ACC : The American Chemistry Council (アメリカ化学工業協会)

¹⁸ CEFIC : European Council on Chemical Industry Federation (欧州化学工業連盟)

険性の分類)および ILO (危険有害性の情報伝達)におけるそれぞれの作業が 2001 年の 6 月をもって終了し、これらの結果は統合され、国連経済社会理事会に新たに設けられた GHS 専門家小委員会(GHS-SC)において、2003 年 7 月には、国連勧告が発効し、2005 年 7 月には、一次修正が認められた。

各国政府においては、関連法規・規則類を GHS に合致するように速やかに改定し、遅くとも 2008 年までには世界全体が GHS で統一される予定である。

分類調和ワーキンググループでは、GHS の日本への導入にあたって、情報の収集とともに、業界の意見の反映を図る。

<活動計画>

- ① 労働安全衛生法の一部改正が国会で成立し、2006 年 12 月 1 日より施行される。法改正にともなう GHS 導入に向けた政省令の制定に対し、意見具申を行う。
- ② GHS 分類・表示ガイドラインを作成し、説明会の開催など、会員企業への啓発を推進する。
- ③ GHS 導入に向けた既存の各法律との整合化が課題であり、国内での実施へ向け、関係省庁への意見具申を行う。
- ④ GHS-SC に参加し、国際動向の把握に努めるとともに、OECD が進める新たなエンドポイントの検討を注視する。

9) ユーザー対応ワーキンググループ

<企画および運営>

「グリーン調達」はユーザー業界に限らず広く普及しつつあり、徐々に強化される動きがある。一方、国際的にその手法を統一や国際標準化を模索する動きがあり、行政もこの動きに注目している。状況は流動的で化学業界の負担が増すことも考えられる。上記の状況を十分に考慮しながらワーキンググループの企画・運営を行う。

- ① 内外の法規制やユーザー業界、行政の動きなどの情報を収集・解析して化学業界としての対応策を検討する。
- ② グローバルな観点からの対応策を検討する。
- ③ 化学業界独自の仕組みの定着を検討する。

<活動計画>

- ① 電気・電子業界、自動車業界などのユーザー業界、ならびに行政との意見交換を促進し化学業界・ユーザー業界にとって合理的なシステムの実現に努める。
- ② 国際的な業界の動向および国際的な法規制の情報収集と解析に努める。
- ③ 欧米の化学業界と協力し自動車業界、電気・電子業界への対応を行う。

④ 関連団体との共同作業を推進する。

10) リスクアセスメントシステム

<企画および運営>

① 事業者が化学物質を取扱う際のリスクを定量的に評価する「Risk Manager」が
去年より提供開始され、本年度は、有効に活用されるための活動に注力する。

<活動計画>

① 活用事例の収集・紹介により、活用促進に資する。

② 「Risk Manager」の普及活動、およびユーザーからの要望に適切に対応する。

11) 新規課題対応ワーキンググループ

<企画および運営・活動計画>

新しく、バイオモニタリングなどの新規課題に対応するために組織を発足させ、国内
外の状況把握と迅速な対応を図る。

10. ICCA 対策委員会（事務局 化学品管理部）

(1) 企画および運営の方針

本年も、HPV と LRI の活動を中心に、環境安全委員会他の委員会と連携しながら
取り進める。

また、Global Product Strategy(GPS)についても、本格的活動を開始し、JRCC と
連携しながら取り進める。

(2) 活動計画

1) ICCA HPV イニシアティブ

OECD の HPV プログラムに ICCA HPV イニシアティブとして 2004 年末までに
1,000 物質の有害性評価文書を提出する予定であったが、企業のコミットメントは
906 物質に達したものの、各地域で抱える事情から 2005 年 10 月開催の SIAM¹⁹ 21
時点での評価完了は 330 物質という結果であった。OECD としては 2005 年より
2010 年までプログラムを延長し、HPV 評価の促進を図っている。この状況のもと、
平成 17 年 12 月東京で開催された OECD 既存化学物質タスクフォースでは、評価
促進の具体的手法として、評価書をスポンサー国を介さないで OECD に直接提出
する方法や、作業中の物質について途中経過を公表するなど新しいプロセスの提案
もあり、ICCA に対してより一層の協力が求められた。

¹⁹ SIAM : SIDS Information Assessment Meeting

日化協としては前年度に引続き国内で現在進行中の ICCA HPV イニシアティブのさらなる推進を図る。

今年度は以下の業務を重点課題とする。

- ① 日本企業が参画している物質について、進捗状況の確認と提出の促進を図る。
- ② OECD、BIAC との連携を深め、既存化学物質の安全性評価プロセスの効率化を図る。
- ③ ICCA HPV イニシアティブの進捗状況をフォローし、情報提供する。
- ④ 欧米の HPV 始め既存化学物質の評価に関連する諸活動をフォローし、情報提供する。

2) Long-range Research Initiative (LRI)

<企画および運営>

- ① ICCA への的確な対応により欧米との協調を図り、遅滞なく LRI を推進する。
- ② 4つの研究分野（エンドクリン、神経毒性、化学発がんおよび過敏症）と分野を横断的に捉えた 3つの課題（試験法開発、感受性要因、環境中の化学物質）を設定して、LRI 研究を推進する。
- ③ 日化協における研究ニーズを把握するため、意見聴取を行う。
- ④ ICCA の LRI Global Research Strategy で Pilot Study として決定された Bio-monitoring Project への対応を行う。

<活動計画>

- ① 平成 17 年度（第 6 期）研究
 - ・ 研究報告会の開催（8 月）
 - ・ 成果報告書の受領と評価（9 月）
 - ・ Annual Report、研究概要書の刊行（平成 19 年 3 月末）
- ② 平成 18 年度（第 7 期）研究
 - ・ 研究公募（3-5 月）、審査（6-7 月）、採択研究の決定（8 月）
 - ・ 研究モニタリングの実施（9-11 月）
 - ・ 中間報告書の受領と評価（平成 19 年 3 月）
- ③ 平成 19 年度（第 8 期）研究
 - ・ 研究分野毎にテーマの決定、募集要項作成（平成 19 年 2 月）

3) その他

ICCA・BIAC の国際活動をフォローし、日本の意見を発信する。

今年度は主として以下の項目に重点を置く。

① SAICM²⁰

2006年2月ドバイにおける UNEP²¹ の ICCM²² 会議にて SAICM が採択された。産業界としての SAICM への対応を検討する。

② REACH

欧州の新しい化学物質規制法 REACH の法制化については、2005年11月に欧州議会での第一読会が終了し、12月に閣僚理事会での政治的合意が成立した。今後、再び議会での審議が行われる予定であるが、引続き法制化への動向をフォローするとともに、国際貿易および域内日系化学企業の観点から、内容の適正化のため、REACH 条文改正などの働きかけを欧州議会・閣僚理事会・欧州委員会に対して行う。(本活動は「日化協 REACH 対応協議会」および「欧州日系化学企業 REACH 対応協議会(JCCE)」が主体となって実施する。)

③ ICCA Global Product Strategy (GPS)

ICCA としても、2月のドバイでの ICCM 会議に呼応してサイドイベントを実施し、RC 世界憲章および GPS の骨子を公表した。

本年度は、JRCC との連携のもと、新しいプロダクト・スチュワードシップワーキンググループを結成し、GPS の具体化を推進していく。

④ POPs (ストックホルム条約) のフォロー

新たに PFOS²³ などが POPs 候補として提案されており、その進捗をフォローする。

²⁰ SAICM : Strategic Approach to International Chemicals Management

²¹ UNEP : United Nations Environment Programme(国連環境計画)

²² ICCM : International Conference on Chemicals Management

²³ PFOS : Per-Fluoro-Octane-Sulphonate

Ⅲ. 自主事業の活動計画

1. 研修センター

(1) 企画および運営の方針

当研修センターは、平成5年6月に設立され、ISO9000、ISO14000シリーズに基づき、化学企業における品質・環境マネジメントシステムの構築、内部監査員・外部審査員の養成、相談・アドバイス業務を実施し、会員企業における品質・環境マネジメントシステムの向上に貢献してきたが、これらの研修を審査登録のための研修ではなく化学業界の業務革新につながるような研修を提供していく。

一方、当協会では、これまで、各種の調査・研究などの事業の成果を、セミナー、講習会などを通じて化学業界に還元してきた。今後は化学品の環境安全管理の手法を実務で活用していくための人材育成も必要となっている。

そのため、セミナーのような一方的な情報提供だけでなく、ISO研修事業で培った実践的なワークショップやロールプレイを取り入れた定期研修と個別企業毎での出張研修や内部監査の立会い指導を行っていくなど、力量のある人材育成に焦点を当てた研修事業領域への拡大を図る。

(2) 活動計画

- ① 化学業界の業務革新につながる品質および環境マネジメントシステムのレベル向上のための内部監査員研修事業

ISO9000ファミリー規格およびISO14000シリーズ規格に基づき、品質および環境マネジメントシステム内部監査員の力量向上のために、内部監査員研修コースを中心に研修コースを定期開催する。また、前年度に引き続き、関西化学工業協会との協力のもとに関西地区での開催を行う。

企業にとって実効の上がるマネジメントシステムの有効性を継続的に改善するための研修については、企業毎の需要が異なるのでオプション研修とし、個別企業毎の出張研修として対応していく。

- ② 供給者を監査する外部審査員研修事業

昨年まで実施してきたIRCA認定AXON BYWATER社の5日間の審査員研修コースに代わり、内部監査員の上級コースと位置づけ、企業が供給者の能力を評価するために必要な監査技術を養成し、供給者の品質マネジメントシステムを監査できる、4日間程度の外部審査員研修コースを立ち上げる。併せて、外部監査員

養成の需要がある企業での出張研修も行う。

③ 労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)研修事業

平成 12 年度に開発した、日化協労働安全衛生指針に基づく OHSMS 研修コースを企業各社各現場に直接出向いて行う出張研修形式にて対応する。

④ 「改善審査」の実施

企業などにおける、ISO 規格に基づく品質マネジメントシステムまたは環境マネジメントシステムの第三者審査登録の受審準備、さらには初期登録後の課題であるパフォーマンスの継続的改善を目指す企業などの支援を目的とする非登録非認証の審査（「改善審査」）を引続き実施していく。（審査は ISO19011:2002 に基づき実施する）

⑤ 相談・アドバイスなどの実施

企業などの要請に応じ、品質マネジメントシステムまたは環境マネジメントシステム構築、実施、維持、改善などの具体的な実施方法についての個別の相談・アドバイスを引続き実施していく。

⑥ 化学品の環境安全管理などの実務要員養成事業

化学業界を取り巻く社会状況より、今後は化学品の環境安全管理の手法を実務で活用していくための要員育成が必要となっており、日化協で実施してきた各種の調査・研究などの事業の成果を基に、実践的なトレーニングによる研修、例えば、「労働安全衛生のリスクアセスメント実行要員の養成」、「定量的リスクアセスメント要員の養成」など、新たに研修コースを企画・構築し実施していく。

2. 日本化学試験所認定機構（JCLA）

(1) 企画および運営の方針

ISO 規格に基づく認定に関しては、これまで環境関係の試験所の認定が中心であったが、平成 17 年度は飲料水、プラスチック、および食品などの分野の認定が増加し、認定試験所も多様化してきた。今後とも人の健康と安全に係わる試験分野の認定の要求が増加するものと期待される。本年度は、これらの分野での認定業務を積極的に進める。計量法に基づく特定計量証明事業者の認定(MLAP)に関しては、平成 17 年度は認定を開始して 3 年目に当たり、更新審査を実施したが、他の認定機関からの乗り換えもあり、新規の認定も増加した。本年度は引続き更新審査を継続する。

また、試験所認定制度の広範な理解を得るために、説明会の開催あるいはマスコミ

への情報提供、およびインターネットを利用した広報活動を積極的に行っていく。

(2) 活動計画

1) 認定審査の実施

平成 17 年度は、ISO に関する審査の実績見込みは拡大審査および維持審査を含めて 46 件である。ISO 規格に基づく平成 18 年度の新規認定審査申請受付目標を 7 件とする。また、維持審査は拡大審査を含め 37 件を、および再審査を 9 件予定している。特定計量証明事業者の認定(MLAP)に関しては、平成 17 年度は更新審査を中心に 10 件の審査を実施した。平成 18 年度は更新審査およびフォローアップ調査を全体で 10 件予定している。

2) 認定審査の効率化および充実

- ① 審査員資格の更新
- ② 審査進捗管理表および計画表の有効活用
- ③ 試験所認定センターのスタッフの拡充

3) ISO/IEC 17011 および ISO/IEC 17025(改訂)への対応

認定機関が運用すべき規格である ISO/IEC 17011 への移行が平成 17 年 11 月に完了した。本年度は内部監査をとおして問題点を改善していく。また、認定審査基準に適用している ISO/IEC 17025 が改訂されたことから、本年度よりこの新規格で審査を開始する。

4) 特定計量証明認定機関

本年度も継続して更新審査を行う。

5) 広報活動

- ① 試験所認定制度の普及と理解を深めるためのセミナーの実施を計画する。(試験所認定機関連絡会と共催)
- ② マスコミなどへの情報提供などにより、一般のデータ利用者へ試験所認定制度の啓発を図る。
- ③ インターネットを利用した JCLA の紹介および認定審査に関する情報の公開を推進する。

6) 内部監査およびマネジメント・レビュー

内部監査は規定に従い、半年に 1 回実施する。実施時期は 9 月および 2 月とし、これらの結果を来年度のマネジメント・レビューにつなげていく。

7) APLAC(アジア太平洋試験所認定協力)

総会への参加を含め、APLAC からの情報を JCLA の活動に活用する。

IV. 関連組織の活動計画

1. 日本レスポンシブル・ケア協議会（JRCC）

(1) 企画および運営の方針

新 RC 中期計画（2006－2008 年）については、昨年 11 月の JRCC 企画運営委員会において承認された。

今年度は、その新 RC 中期計画の初年度に当たり、基本方針としては、新中期計画の方針通り、

新たに制定した「環境・安全に関する日化協基本方針」に則り、日化協との連携による RC 世界憲章の浸透に努める。

こととする。

重点推進事項も新中期計画に則り、以下の 6 つとする。

- 1) プロダクト・スチュワードシップ（PS）の一層の強化、推進
- 2) RC 活動の継続的な改善推進と普及
- 3) 検証活動の充実による説明責任の遂行
- 4) RC 活動の社会に対する認知度のさらなる向上
- 5) ASEAN 諸国に対するキャパシティ・ビルディングの推進
- 6) JRCC 運営体制の機能強化

また、特に 1) から 4) の重点推進事項においては、昨年顕在化したコンプライアンス問題に対する対応方策を織り込むこととする。

(2) 活動計画

1) プロダクト・スチュワードシップ（PS）の一層の強化、推進

世界的な化学物質管理のさらなる充実が求められる中で、RC 世界憲章に謳われている PS をより一層強化する目的で、グローバルな化学物質管理に関する戦略（GPS、昨年 ICCA 理事会にて承認済）の目標達成に努める。

新中期計画の当該重点方策は、以下の 3 点である。

- ① リスク評価とリスク管理システムの策定および実施
- ② サプライチェーン業界、団体とのリスク管理に関する共同計画の策定および実施
- ③ リスク評価に関連する情報管理システムの構築

本年度は、上記方策を推進する部隊として、新 PS ワーキンググループを日化協と連携して結成し、初年度の具体的方策を推進していくこととする。

2) RC 活動の継続的な改善推進と普及

以下の方策を推進することにより、会員および会員関係会社のパフォーマンスの継続的な改善を推進、支援するとともに、会員の相互情報交流を深め、RC 活動のレベルアップを図る。

① 会員交流会、勉強会の企画立案テーマ

本年度は、テーマを以下の重要な 5 つに絞り込み、それに沿って会員交流ワーキンググループで会員交流会、勉強会を企画立案し、実施する。

世界憲章（浸透を目的に）

コンプライアンス（昨年、問題が顕在化）

検証活動（検証活動内容紹介、受審件数拡大支援）

リスクコミュニケーションおよびリスクマネジメント（GPS との絡み）

保安防災（近年、トラブル増加傾向）

② RC ベストプラクティスの共有推進

上記交流会で参加メンバー全員が、まとめを共有できるよう、分科会活動を充実させることとする。そのため、各分科会をワーキンググループ委員で分担、フォローする。

また新たな試みとして、新表彰制度（個人やグループを対象とする）などの新規企画の検討を行い、それを実施する。

③ 会員のグループ企業登録の積極的推進

対象企業に限りがあるため、正規会員数については、既に飽和状態にある。その代わりに、今後 RC 活動の裾野をさらに広げる意味で、会員のグループ企業登録の積極的推進を図っていく。

3) 検証活動の充実による説明責任の遂行

以下の方策を推進することにより、検証活動の一層の充実を図り、活動の透明性を高める。

① 具体的には、「検証受審会員数の拡大」と「検証内容の充実」を掲げ、推進していく。

② 目標受審率を現状 22%から 3 年計画で 50%まで高めることを目標とする。新規受審会員企業数は、平均 10 社／年を目標とし、リポート受審を含めた目標受審件数を 20 件／年とする。

③ 現状の受審状況を解析し、新規受審対象企業を絞り込み、特定する。その対象企業を検証ワーキンググループ/JRCC 事務局が中心となり勧誘訪問を行う。

- ④ 検証内容の充実としては、以下の点に注力する。

ISO との差異化の推進

RC の質の向上を狙い、報告書検証よりも活動検証件数のアップを図る。

工場の活動検証も推進。

コンプライアンスに関する社内チェックシステムなどについても検証対象に加え、その改善を図る。

4) RC 活動の社会に対する認知度のさらなる向上

以下の方策を推進することにより、RC 活動の成果について、幅広くステークホルダーから評価を受けるとともに、対話を通じ相互理解が得られるように努める。

- ① 認知度向上のための方策

当協議会が今後とも、RC 活動を通じて、社会とともに発展していくために、報告書報告会、地域および市民対話、新 PS ワーキンググループ（サプライチェーン業界との共同計画）および広報活動などの場において、常にステークホルダーの幅をさらに広げることに努力すると同時に、活動の成果をアンケートなどにより確認を行い、次の活動に活かすことに努めることとする。

- ② 報告書ワーキンググループ関係

内容については、昨年同様カラー化を充実させ、読者が興味を持つ報告書作りを目指す。

また、できあがった報告書をより幅広いステークホルダーに読んで、評価して頂くべく、以下の点に注力する。

会員外の重要ステークホルダーの RC 報告会への参加増を図る。

新聞・雑誌などの広報活動にさらに幅広く展開する。

報告書の配布先についても見直しを行う。

- ③ 対話ワーキンググループ関係

地域対話については、15 拠点を 2 年で一巡するペースを継続し、対話の中身の充実化を図る。具体的には、以下の点に注力し、対話のさらなる質の向上を目指す。

ア) 地区代表幹事会を年 1 回から 2 回に増やし、地域対話の PDCA サイクルを円滑に回すように努める。

イ) 対話ワーキンググループ委員も地域対話、地区代表幹事会に積極的に参加し、実施状況、課題、評価などのフォローに努める。

リスクコミュニケーション研修会を開催し、会員の対話スキル能力アップ

を継続する。

- ウ) 消費者対話、学生対話については、相互理解をより深めるため、対話情報が対象団体の組織に広く周知されるようなテーマと内容の提供を基本方針として、各1回/年（東京、関西）を着実に実施していく。

5) キャパシティ・ビルディングの推進

本件は、JRCC 重要推進事項の一つとして、ASEAN 諸国に対して、指導的役割を果たす意味で、一層の支援活動を行う。

① RC および GHS（分類調和）の普及支援

JETRO の委託事業下、支援ロードマップに従い、RC および GHS（分類調和）の普及活動を、積極的に推進する。

RC 普及支援先は、フィリピン、ベトナム、インドネシア、ミャンマーを予定。

GHS 普及支援先は、CLM（カンボジア、ラオス、ミャンマー）を予定。

② AOTS 海外研修生受入れ関係

初級・中級コースを日本で行う。上記 CLM の上級コースをタイで開催予定。

GHS 上級コース修了者を対象に、GHS ポストアドバンスコースを日本で開催予定。

6) JRCC 運営体制機能強化

今後、新中期計画を実行する上で、現行運営体制の機能強化が求められており、その意味で、以下の強化実行と見直しを図る。

① JRCC 規約・規則類の改定

JRCC 発足以来、10 年が経過し、その間現行組織を支える規約・規則類はほとんど、改定されず現在に至っている。そのため、上記機能強化を目的として、齟齬のある点を中心に現行規約・規則類の見直し改定を計画。

② JRCC 総会において、承認を得た後、具体的な強化策を実行し、その後効果のチェックと見直しを行う。

③ 具体的には、ワーキンググループの改廃、新設を行う予定。さらに、必要に応じて組織の見直し、強化を行う予定。

7) その他

・ ICCA/RCLG メンバーとしての国際協調活動の積極推進

RCLG メンバーのアジア地区代表として、本年度 5 月マイアミで開催予定の運営委員会会議および 11 月チリで開催予定の RCLG 会議に積極的に参加し、日本の意見の反映と協力を努める。

- ・JRCC RC 活動の国際的な宣伝の一環として、本年度 11 月インドで開催予定の「インディアケム 2006」へ JRCC として出展を計画中。
- ・会員の動き
 - 本年度より、2 社（コニカミノルタケミカル（株）、KB セーレン（株））退会があり、会員数は、105 社から 103 社となる。

2. 化学標準化センター

(1) 企画および運営の方針

化学業界共通の標準化課題への取組みおよび標準化の推進を図るとともに化学分野の標準化ニーズに対応した標準化調査研究を実施する。また、田中 ISO 会長のバックアップを積極的に行う。

(2) 活動計画

1) 標準化活動における共通課題への取組み

協会内部、国および民間機関の委員会活動を通じて、国内標準および国際標準に係わる化学業界共通の課題に対処する。

① （社）日本化学工業協会（化学標準化センター）：

総会、運営委員会、運営委員会幹事会、標準化・広報委員会、環境管理システム規格委員会（ISO 環境マネジメントシステム規格対応）、品質マネジメントシステム規格委員会（ISO 品質マネジメントシステム規格対応）など

② 日本工業標準調査会：

総会、適合性評価部会、国際専門委員会、環境・資源循環専門委員会、一般化学技術専門委員会、化学製品技術専門委員会など

③ （財）日本規格協会：

ISO 上層対応委員会、品質マネジメントシステム規格国際対応委員会（ISO 品質マネジメントシステム規格対応）、環境管理規格審議委員会（ISO 環境マネジメントシステム規格対応）、標準委員会、規格審査委員会など

④ その他の民間機関：

（社）産業環境管理協会（ISO 環境マネジメントシステム規格、ISO 環境水質試験規格関連の委員会）、（財）日本適合性認定協会（認定制度運営関連の委員会）、（独）産業技術総合研究所（標準物質関連の委員会）など

2) 国際標準化活動

ISO/TC47（化学）国内委員会で、国際規格の改正案、新規提案、ISO/TMB 関連事項などへの対応を行う。ISO/TC47 国際幹事国として、ISO/TC47 における標準化業務の推進を図る。

3) 標準化情報の収集と伝達

経済産業省などの行政機関、民間の標準化機関、国際標準化機関などにおける国内・国際標準化の動向、関連委員会の予定およびセミナーなどの開催について、専門誌、インターネットなどで情報収集に努め、eメール通信、日化協ウェブサイト（化学標準化センターページ）への掲載によって、会員に迅速に情報提供を図る。また、化学標準化センターの活動状況については、会員に月次報告を行う。重要な国内・国際標準化の課題・動向については、標準化・広報委員会で報告する。

4) 標準化調査研究の実施

化学業界の標準化ニーズを探索し、標準化調査研究テーマを検討する。

3. 化学製品 P L 相談センター

(1) 企画および運営の方針

当センターにおける最近の相談傾向を分析すると、消費者からの相談が占める割合が多く、平成 17 年度も実に半数以上が消費者からの相談であった。そのうちの約 3 割が化学製品による事故・苦情で、残る約 7 割は一般的な問合せであったが、例年、特に化学物質・化学製品の安全性に関する問合せが多く寄せられている。

本年度も、当センターで受け付けた相談の背景にある消費者の意向を的確に把握して業界に伝達していく一方、化学製品の安全な使い方などの情報を提供して消費者啓発を促していくことを目的に、運営協議会やサポータースタッフの指導・助言のもとに、日化協 広報部、同 化学品管理部、JRCC などと連携して、以下の活動に取り組んでいく。

(2) 活動計画

- ① 化学製品による事故・苦情の相談や問合せに対応し、化学製品への消費者の理解促進を図る。
- ② 関係官庁、各地の消費生活センター、他業界の PL センター、当センターに寄せられた製品事故に係わる商品の業界団体などとの連携に基づき、消費者問題や製品安全問題に係わる情報の収集に努める。

- ③ 毎月ウェブサイトにて新規掲載する『アクティビティノート』などにおいて、受付相談事例および対応内容を公開して、業界関係者に製品安全問題の実態を伝えるとともに、消費者に分かりやすい表現を用いた情報提供により、化学製品による事故の未然防止・再発防止および化学業界のイメージアップを図る。

4. 危険品貨物情報室

平成12年度に開始した危険物航空貨物の問合せ相談業務は、航空会社や航空貨物代理店を対象に会員制（有料）で実施しているが、平成13年9月の米国テロ事件、アフガン、イラク戦争後の社会不安などの影響で、相談業務の社会的ニーズは依然として高い。

本年度は航空貨物に関する本業務を維持強化する一方、会員の増加に努力し航空貨物輸送の安全の向上に寄与する。

5. 化学兵器 / 産業検証連絡会

昨年度に引続き経済産業省、OPCW²⁴ からの情報収集、担当連絡者会の開催による情報提供など、情報交換・提供を中心とした活動を行う。

²⁴ OPCW : Organisation for the Prohibition of Chemical Weapons

V. 事務局共通事項

1. 情報化の推進

(1) 企画および運営の方針

- ① 日化協で構築している情報システムの見直しと検討を行う。
- ② 広報部と連携し、日化協ウェブサイトを中心に、会員、一般向け情報提供サービスの質の向上に努める。
- ③ 六甲ビル入居化学関係団体で利用している共用ネットワークの有効利用を図る。

(2) 活動計画

- ① 円滑な事務局業務が遂行できるよう、情報システムの管理、運営を行う。
- ② 会員会社の代表によるタスクフォースを作り、現行の日化協情報システムの見直し、将来を踏まえた情報システムの構築を検討する。
- ③ 講演会などのデジタル映像資料化、各種調査報告やレポートなどの電子化を促進し、ウェブサイトで公開するだけでなく、必要に応じ、CD-ROM、DVD などのメディアでも提供する。
- ④ 団体会員に対する情報化システムおよびセキュリティ対策に関するサポートを行う。
- ⑤ ネットワークを共有している六甲ビル入居化学関係団体間で、より一層のネットワーク有効利用を検討する。

2. 職務能力の向上

(1) 企画および運営の方針

- ① 職員の職務能力のさらなる向上を図る。